

○文教委員会

・内閣提出法律案（一件）

|                        |           |               |        |
|------------------------|-----------|---------------|--------|
| 5                      | 番号        |               |        |
| 律案                     | 件名        | 著作権法の一部を改正する法 |        |
| 衆                      | 院議先       |               |        |
| 四、<br>一一、<br>六         | 月提出<br>日出 |               |        |
| 四、<br>一一、<br>二五<br>(予) | 委員会付託     | 参<br>議<br>院   |        |
| 四、<br>一一、<br>七         | 委員会議決     |               | 可<br>決 |
| 四、<br>一一、<br>一〇        | 本会議議決     |               | 可<br>決 |
| 四、<br>一一、<br>六         | 委員会付託     | 衆<br>議<br>院   |        |
| 四、<br>一一、<br>二六        | 委員会議決     |               | 可<br>決 |
| 四、<br>一一、<br>一         | 本会議議決     |               | 可<br>決 |
|                        | 備考        |               |        |

## 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

### 要旨

本法律案は、近年における録音・録画機器の開発・普及に伴い、家庭内での録音・録画が容易かつ頻繁に行われるようになり、著作権者等の経済的利益に大きな影響を及ぼしているという状況にかんがみ、著作権者等の保護に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音又は録画に関して、著作権者、実演家及びレコード製作者に相当額の補償金を受け、権利を創設することとし、補償金の額は文化庁長官の認可に係らしめること。

二、補償金を受ける権利は、録音又は録画に関しそれぞれ文化庁長官が指定する権利者の団体（以下「指定管理団体」という。）によってのみ行使できることとする。

三、指定管理団体から請求があったときは、特定機器又は特定記録媒体の購入者は、購入に当たり一括の補償金を支払わなければならないこととし、特定機器又は特定記録媒体の製造業者又は輸入業者は、補償金の請求及び受領に関し協力しなければならないこととする。

四、指定管理団体は、補償金の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならないこととする。

五、この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行すること。ただし指定管理団体等に関する規定については、公布の日から施行すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、従来無償であった家庭内での録音・録画に対し、著作権者等の経済的利益を保護するため、デジタル方式による録音・録画について新たに補償金を受け、権利を創設すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、補償金額の決定とその分配方法、私的使用を目的としない購入者への返還手続き、著作権思想の育成・強化、著作権審議会の構成などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、映画監督、実演家等の権利の保護等について検討することなど四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。